

**公 告**  
**(参加意思確認公募)**

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2020年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：小笠原）宛にお願い致します。

2020年3月9日

独立行政法人国際協力機構  
（北海道センター）  
契約担当役 所長 齊藤 顕生

## 2020年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け 道の駅による道路沿線地域開発」コースに係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた地域開発、地域産業振興、観光開発分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、研修参加者同士の議論等を通じ幹線道路沿線地域開発における課題を明確に理解し、また、所属組織の所掌及び自国の現状を踏まえつつ、日本（主に北海道）での取り組み事例を参考としながら、講義・討論・関係機関への視察を通じ、自国の幹線道路沿線地域開発を進めることを目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人北海道開発技術センター（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、2017年度から2019年度に実施した本コースを受託し、当コースの趣旨や目的、内容、講師や視察先等の関係者を熟知しており、研修実施に必要な官民双方のリソースを有しそのネットワークを活用して効果的なコースを企画・実施できる機関であり、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1. 業務内容

- (1) 業務名 : 2020年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け 道の駅による道路沿線地域開発」コース
- (2) 業務の目的 : 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容 : 研修委託業務概要（別添A）のとおり
- (4) 履行期間 : 2020年7月上旬から2020年11月下旬まで（予定）

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和1・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。その場合は、次の書類を添付すること。<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- ・資格審査申請書

[http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq0000s45w1-att/ind\\_examine.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq0000s45w1-att/ind_examine.pdf)

- ・登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの）
  - ・財務諸表（直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
  - ・納税証明書（その3の3、発行日から3か月以内のもの）（写）
- ② 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則第4条1項の規定に該当しない者。具体的には会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。  
具体的には以下のとおり扱います。
- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。）

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が地方自治体の定める暴力団の排除の推進に関する条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の資格、認証等を有すること。

案件受託上の条件として、2020 年度案件を第 1 回目として受託し、2022 年度まで、計 3 回の同一案件を受託可能であること。なお、2020 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間 ※注1	2020年3月9日(月) 午前10時から 同年4月10日(金) 午後5時まで
	提出場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 等必要書類1部 ※注2
	提出方法	持参または郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2020年4月17日(金)
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無し理由の請求	請求場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	請求方法	持参または郵送(書留としてください)
	回答予定日	2020年5月18日(月)
	回答方法	郵送

※注1：提出期間

送付(配達記録の残るものに限る)する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

#### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和1・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

#### B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書(別添B)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 資格審査申請書

([http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind\\_examine.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf))

- 3) 登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの)
- 4) 財務諸表(直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること)(写)
- 5) 納税証明書(その3の3、発行日から3か月以内のもの)(写)

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：JICA 北海道（札幌）研修業務課

以上

## 2020 年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け 道の駅による道路沿線 地域開発」コース研修委託契約業務概要

### 1. 当該研修コースの概要

#### (1) 研修コース名

2020 年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け 道の駅による道路沿線  
地域開発」コース

#### (2) 技術研修期間（予定）

2020 年 8 月 18 日（火）～2020 年 9 月 18 日（金）

#### (3) 研修目的（案件目標）

研修参加者同士の議論等を通じ幹線道路沿線地域開発における課題を明確に理解する。また、所属組織の所掌及び自国の現状を踏まえつつ、日本（主に北海道）での取り組み事例を参考としながら、幹線道路沿線地域開発を進めるためのアクションプランを作成する。

#### (4) 研修の到達目標（単元目標）

- 1) 北海道総合開発計画の枠組みと北海道における幹線道路沿線地域開発の概況について理解する。
- 2) 北海道の事例（インフラ整備、地域産業振興、観光開発等）を通じ、幹線道路沿線地域活性化の実践方法を理解する。
- 3) 「道の駅」の事業制度と運営上のノウハウ（官民連携、起業支援、住民組織（組合）との協働、マーケティング、ブランディング、広報等）の習得を通じて、沿線地域開発における「道の駅」の果たす役割を理解する。
- 4) シーニックバイウェイ制度の導入をはじめとする北海道の事例を通じ、幹線道路沿線地域の活性化に向けた地域共同体との連携方法を理解する。
- 5) 自国及び中米統合機構加盟国共通の課題を明確化し、自国の現状に適した幹線道路沿線地域の開発に向けた所属組織及び参加者のアクションプランを作成する。

#### (5) 研修内容

##### 1) 研修項目

###### 【講義】

- ・日本の行政・財政システム
- ・北海道総合開発計画の体制
- ・道路を活用した地域活性化
- ・道の駅の制度・デザイン・運営、ドライブ観光開発（海外、日本、北海道の状況比較）

- ・シーニックバイウェイ制度
- ・北海道における6次産業化の推進
- ・地場産品の商品開発、マーケティング、及び地域ブランディング
- ・地域資源を活用した地域活性化、ジオパークの取り組み
- ・中小企業支援制度

【視察】

- ・道の駅
- ・サービスエリア
- ・シーニックバイウェイ
- ・幹線道路沿線施設を活用した地域振興イベント
- ・地域資源活用の事例
- ・展望台及び幹線道路沿線観光施設
- ・地元産品の加工施設
- ・地場産品取扱店(アンテナショップ等)

【演習】

- ・自国の課題を整理することを目的としたインセプションレポートの発表又はワークショップ
- ・講義、及び視察で得た学びを振り返り、自国の状況下に置き換え、応用策を検討することを目的としたディスカッション、及びワークショップ
- ・本邦研修で得た知見の活用手段をまとめたアクションプランの作成及び発表

2) 研修方法

上記1.(5)の講義内容について理解を深め、様々な施設や取組の比較検討を通じて、自国で実践可能な応用策を得ることを目的とした視察、及び北海道内の研修旅行を実施する。道の駅の視察にあたっては、下記のテーマ別に、各施設の特性、設置の経緯、地域で見られる成果及び評価等を理解することを狙いとする。

テーマ	目的
既存施設利用型・新設型	既存施設を道の駅に転換したケースと、新しく建設したケースの比較検討を行う
ゲートウェイ型・地域拠点型	利用者のターゲット層が異なる道の駅の立地条件、ハード・ソフト面の特性について比較検討を行う
単独型・複合施設型	温泉、宿泊施設、公園、加工センター、コンビニ等を併設した道の駅と、そうではない道の駅の比較検討を行う



防災拠点	防災拠点として登録されている道の駅の機能、設置経緯、設備、設計等について理解する
運営形態	直営、指定管理者、委託等、地域に応じた運営形態の仕組みを理解する
住民参加型	地域住民が道の駅の設置及び運営に参画している道の駅の視察を行い、住民参加を促すための施策を学ぶ
地域資源活用型	農産品、自然環境等の地域資源を活用した道の駅の視察を行い、資源有効活用のための施策を学ぶ
鉄道、バス、及びフェリー乗り場併設型	交通機関の乗り場を併設した道の駅のハード・ソフト面の特性について比較検討を行う

#### (6) 研修員

- 1) 定員 : 8名
- 2) 研修対象国 : 4カ国  
(ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア)
- 3) 研修対象者 : 地域総合開発計画、道路沿線の地域開発、地域産業振興、まちづくり、観光開発等の実務に関わる行政官、非営利団体等の職員、代表者で実務経験年数が3年以上の者

## 2. 委託業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する業務

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認 (評価項目・評価基準の策定)
- 4) 研修員選考への助言
- 5) 当機構その他関係機関との連絡・調整
- 6) 研修監理員との調整・確認
- 7) コースオリエンテーションの実施
- 8) 研修の運営管理とモニタリング
- 9) 研修員の技術レベルの把握
- 10) 各種発表会の実施
- 11) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 12) 研修員からの技術的質問への回答

- 13) 評価会への出席、実施補佐
  - 14) 開・閉講式への出席、実施補佐
  - 15) 反省会への出席
  - 16) 講義、見学の評価
- (2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務
- 1) 講師の選定・確保
  - 2) 講師への講義依頼文書の発出
  - 3) 講義室及び使用資機材の確認
  - 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認  
(翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む)
  - 5) 講師謝金の支払い
  - 6) 講師への旅費及び交通費の支払い
  - 7) 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付
- (3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項
- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
  - 2) 見学先への引率
  - 3) 見学謝金等の支払い
  - 4) 見学先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理
- 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成
- (5) 留意事項
- 当機構は、本研修コース実施にあたって、西語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
  - 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
  - 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

以 上

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
北海道センター  
契約担当役 所長 齊藤 顕生

提出者 〃  
住所  
団体名  
代表者役職・氏名 印  
担当者部署・役職・氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL

2020年度課題別研修「中米統合機構加盟国向け 道の駅による道路沿線地域開発」コースに係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※ 組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

#### 2 応募要件

(1) 令和1・2・3年度全省統一規格を有する場合、同資格審査結果通知書（写し）を添付してください。同資格検査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)

- ・ 資格審査申請書
- ・ 登記事項証明書（写）  
（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3か月以内のもの）
- ・ 財務諸表（直近1か年分、法人名および決算期間が記載されていること）
- ・ 納税証明書（その3の3、発行日から3か月以内のもの）（写）

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

(2) その他の要件：無

以 上